

7 児童相談体制強化に向けた支援の充実

(厚生労働省)

【要望項目】**制度・予算**

1 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」で示された方向性の確実な実施

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」で示された方向性をふまえ、消費税率引上げ分を充当する予定の社会保障経費のうち、子ども・子育て支援分の中に社会的養護分を明確に位置付けるなど、必要となる財源を確実に確保した上で、地方の裁量を最大限に生かすことができる交付金の創設や、補助率の嵩上げ等の既存の補助制度の拡充など、地方の取組に対する財政的な支援を行うこと。

2 児童虐待防止対策体制総合強化プランとリンクした財政支援等の強化

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の策定にあたっては、同プランに基づく児童相談所体制の強化が可能となるよう、現状と乖離している地方交付税の算定基準を同プランによる人員基準と整合させた上で、財政支援の充実・強化を図り、各児童相談所の体制整備が確実に行えるようにすること。

3 里親包括支援体制の構築に向けた支援の強化

「フォースタリング機関（里親養育包括支援機関）およびその業務に関するガイドライン」に基づき、各都道府県が2020年度までにフォースタリング業務の包括的な実施体制を構築できるよう、移行準備の期間も対象にした、集中的かつ手厚い財政支援を行うこと。また、都道府県と連携して里親制度の普及・促進に取り組む市町村の取組を、地方交付税の算定の対象とするなどの財政支援を行い、地方の推進体制強化を支援すること。

4 児童虐待対応リスクアセスメント機能強化等に対する支援の充実

本県が全国に先駆け取り組んでいるリスクアセスメントツールへのAI技術導入に向けた取組について、地方が行う先進的な取組に対する特別な財政支援を検討すること。また、児童相談データベースの機能向上への財政支援を強化するとともに、国が行う統計の充実を図ること。

5 児童福祉施設入所児童の養育環境の充実

施設のこれまでの努力が、今後の専門性の向上や多機能化、施設の小規模化、地域分散化に生かせるよう適切な予算措置を行うこと。

《現状・課題等》

1 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」で示された方向性の実現

「都道府県社会的養育推進計画策定要領」では、来年度中に2029年を目指とした都道府県計画の見直しを求めていました。本県では、平成27年度から、乳児院や児童養護施設、里親といった関係者と連携して三重県家庭的養護推進計画に基づく取組を積極的に推進し、全国平均を大きく上回るペースで計画に基づく取組を推進してきました。今回の計画の見直しにあたっては、これら関係者と共に、これまでの取組の成果と課題を検証した上で、取組の推進をより強化していく必要があります。「経済財政運営と改革の基本方針 2018」で示された方向性をふまえ、「新ビジョン」の実現のために必要となる国の財源について、消費税率引上げ分を充当する予定の社会保障経費のうち、子ども・子育て支援分の中に社会的養護分を明確に位置付けるなど、必要な財源を確実に確保した上で、地方の裁量が最大限に生かせる財政制度の創設など、見直し後の都道府県計画を後押しする国の支援策を明確かつ具体的に提示する必要があります。

※参考：骨太の方針（経済財政運営と改革の基本方針 2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～）

（5）少子化対策、子ども・子育て支援

「市町村、児童相談所を中心とした児童虐待防止対策、家庭養育優先原則に基づく特別養子縁組、里親養育支援体制の整備、施設の小規模・地域分散化及び家庭養育支援への機能転換などの社会的養育を推進する。」

2 児童虐待防止対策体制総合強化プランとリンクした財政支援等の強化

平成30年7月20日に児童虐待防止に関する関係閣僚会議で決定された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」では、現在の「児童相談所強化プラン」を前倒しで見直すとともに、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を年内に策定するとしています。7月に示された骨子では、児童福祉司等の増員が予定されていますが、地方交付税の算定基準は、実態と乖離しており、現在でも、県の持ち出しによる体制整備がなされている状態です。新プランの策定にあたっては、これに基づく児童福祉司等の増員が可能となるよう、地方交付税の算定基準を新プランによる人員基準等と整合させた上で、財政支援の充実・強化を図る必要があります。

3 里親包括支援体制の構築に向けた支援の強化

来年度中の策定が求められている「都道府県社会的養育推進計画」や、「フォースターリング機関（里親養育包括支援機関）およびその業務に関するガイドライン」に基づき、各都道府県が2020年度までにフォースターリング業務の包括的な実施体制を構築し、家庭養育優先原則に基づく取組を実施していくには、事業委託をめざす事業者が移行期間中に取り組む、専門人材の養成や地域の事情に応じた里親支援策の検討、関係機関とのネットワークの構築などに要する経費に柔軟に対応できる交付金や、現行の補助制度における特例的な嵩上げ措置など、インセンティブを与える制度を創設し、円滑な事業開始と安定した事業運営の確保を行い、里親登録の質の向上と拡大を促進していく必要があります。

また、地域において実効性のある里親包括支援体制を整備するには、都道府県と市町村が連携を深めて里親制度を推進することが不可欠であるため、市町村が都道府県と連携して取り組む里親の普及・促進事業に対する財政支援の仕組みを新たに構築する必要があります。

4 児童虐待対応リスクアセスメント機能強化等に対する支援の充実

一時保護の決定に際して用いるリスクアセスメントツールについて、本県では、平成25年に独自のシートを開発し、運用状況の解析により、年々、精度の向上を図っています。今後、AI等の新しい技術の導入によるツールの改良や、機器の購入等にあたっては、多額の費用がかかることから、財政的な支援が必要です。また、児童相談所が関わり、一時保護や措置を行った子どもたちのデータは、今後の子どもたちの権利擁護をふまえた対応に生かしていくためにデータベース化していくことが大切です。この取組は、都道府県単位でデータベースを構築し、データの集積、分析・検討を進めることに加えて、国において全国的なデータを分析検討するシステムを構築し調査研究を行うことで、より精度の高い制度を確立する必要があります。さらに、国の現行の統計（福祉行政報告例）を見直し、現状にあったものとしていく必要があります。

5 児童福祉施設入所児童の養育環境の充実

児童養護施設は、新しい社会的養育ビジョンをふまえ小規模化、地域分散化を積極的に進めるとともに、今後もその専門性を高め、医療的ケアの必要性や発達の遅れ、保護者対応の難しさなどから、家庭復帰や里親委託に困難をきたすケアニーズの高い子どもへのケアの充実や、地域支援の強化に取り組まなければならないことから、多機能化等を図るための適切な財政的支援を充実する必要があります。

担当課名 子ども・福祉部子育て支援課
関係法令等 児童福祉法、児童福祉法施行令

7 児童相談体制強化に向けた支援の充実

(厚生労働省)

新しい社会的養育ビジョンの実現

「新しい社会的養育ビジョン」の公表(H29.8.2)、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」の発出(H30.7.6)
⇒ 計画策定検討に着手

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(H30.7.20)
⇒ 全て対応済み

児童相談所充実に向けた取組

- ニーズに応じた児童相談所の設置状況
 - ・児相5か所、職員189名(うち非常勤70名)(H30.4.1現在)で対応
 - ・2019年度にさらに1か所増設予定
 - ⇒三重県の地方交付税単位費用は、児相2か所、職員101名
- 児童相談所の強化(人材確保・育成)
 - ・現行プランによる人員基準(2019年度)
⇒児童福祉司:12名増員が必要
 - ・新プランによる人員基準(想定:2022年度)
⇒児童福祉司:15名増員(+現行プラン)
 - ⇒合計27名の増員が必要

安倍総理三重県児童相談センター視察(H30.8.30)



総理発言:「緊急総合対策に則り、児童相談所体制の拡充・充実を進める」

児童相談所の体制整備に係る地方交付税措置の充実・強化

里親委託推進に向けた取組

- 里親制度の啓発と里親のリクルート
 - ・さまざまな媒体を活用し、関係機関と連携した情報発信を展開・里親支援専門相談員(12名)が県内全域をカバーし、リクルートを実施
- 施設の多機能化・高機能化
 - ・児童家庭支援センター設置(県内3か所)
 - ・委託一時保護用ユニット整備(県内2か所)
- 児童相談所の体制強化
 - ・里親担当の選任職員を2名配置等
- 海外の先進的な取組の導入
 - ・「フォースタリングチャレンジプログラム」を導入
 - ・里親スキルアップ研修の実施

委託率向上



里親リクルートの強化と里親登録数の増加

- ・昨年8月の試算では、里親委託は121人から294人に増加
⇒里親登録は新たに335世帯の登録が必要

包括的なフォースタリング業務実施体制整備に向けた支援

虐待防止に向けた取組



- 児童虐待の防止、早期発見及び早期対応に向けた連携の強化に関する協定(平成30年8月7日締結)
 - ・改正児童福祉法において市町の役割が強化されたことや、さらなる連携強化を図るため、三重県市長会、三重県町村会、三重県警察本部、三重県の4者による協定を締結



産業技術総合研究所の協力を得て一時保護への対応を研究中

アセスメントツールへのAI導入に向けた支援

【要望項目】

- 1 「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された方向性をふまえ、消費税率引上げ分を充当する予定の社会保障経費のうち、子ども・子育て支援分の中に社会的養護分を明確に位置付けるなど、必要となる財源を確実に確保した上で、地方の裁量を最大限に生かすことができる交付金の創設や、補助率の嵩上げ等の既存の補助制度の拡充など、地方の取組に対する財政的な支援を行うこと。
- 2 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の策定にあたっては、同プランに基づく児童相談所体制の強化が可能となるよう、現状と乖離している地方交付税の算定基準を同プランによる人員基準と整合させた上で、財政支援の充実・強化を図り、各児童相談所の体制整備が確実に行えるようにすること。
- 3 「フォースタリング機関(里親養育包括支援機関)およびその業務に関するガイドライン」に基づき、各都道府県が2020年度までにフォースタリング業務の包括的な実施体制を構築できるよう、移行準備の期間も対象にした、集中的かつ手厚い財政支援を行うこと。また、都道府県と連携して里親制度の普及・促進に取り組む市町村の取組を、地方交付税の算定の対象とするなどの財政支援を行い、地方の推進体制強化を支援すること。
- 4 本県が全国に先駆け取り組んでいるリスクアセスメントツールへのAI技術導入に向けた取組について、地方が行う先進的な取組に対する特別な財政支援を検討すること。また、児童相談データベースの機能向上への財政支援を強化するとともに、国が行う統計の充実を図ること。

8 希望がかなう少子化対策～「第2子の壁」突破に向けて～

(内閣府、厚生労働省)

【要望項目】制度・予算

- 1 出生率を回復させた諸外国の政策を例に、家族関係社会支出の対GDP比を倍増させるなど、未来への投資として、これまでの延長線上にない規模の少子化対策を講じるための財源確保に努めるとともに、特定財源化など社会全体で支える持続可能性の高い制度の構築に向けて早急に検討を行うこと。
- 2 少子化対策は長期にわたって取り組む必要があることから、「地域少子化対策重点推進交付金」について、より一層地方の取組を進めるため、地方の財政負担が軽減されるよう予算総額の確保と当初予算の増額に努めるとともに、男性の育児休暇や育児休業の取得を飛躍的に向上させる取組について、複数年度にわたって実践できる仕組みとすること。
- 3 希望する子どもの数の実現に向けて「第2子の壁」を克服するためには男性の育児参画が重要であることから、育児休業はもとより、産前産後の育児休暇の取得促進に向けて積極的な広報を行うなど、機運の醸成に努めるとともに、時間単位等の休暇が取得できる制度等を拡げるため、導入する企業等への支援を行うこと。
- 4 企業に向けた両立支援等助成金について、「対象となる育児休業連続日数の短縮」や「2人目以降の低減廃止」など要件を緩和するとともに、必要な財源を確保すること。また、従業員を対象とする育児休業給付金等も合わせて、男性の育児休業を促進する諸制度を分かりやすく周知すること。

《現状・課題等》

- 「家族関係社会支出の対GDP比」は、出生率の回復を実現した諸外国が3%程度であるのに対し、日本では徐々に増加しているものの依然として1%前半にとどまっています。この比率が2%に上昇すると合計特殊出生率が2.10に達するとの研究結果※もあることから、未来への投資として、当面は2%台をめざして、これまでの延長線上にない規模の少子化対策を講じるための財源を確保することが必要です。

※参考文献 加藤久和・中野諭（2016）「少子化対策で将来の出生率や人口はどうなるか？

—少子化対策と出生動向に関する将来シミュレーション『少子化は止められるか？』（有斐閣）135～152頁

- 少子化対策は成果が表れるまでに長い時間を要することから、取組を継続・強化する必要がありますが、医療や介護の社会保険制度のように社会全体で支える持続可能性の高い制度はありません。そこで本県は平成30年度に全国初の取組として、社会全体で子どもたちを支援する持続可能な財源の確保に向けて、法人県民税超過課税の税収を原資とした「子ども基金」を創設したところです。
- 地域少子化対策重点推進交付金（以下、「本交付金」という。）は、平成30年度当初予算に10億円（対前年度比175%）、平成29年度補正予算に20億円（同50%）の計30億円（同65.6%）が確保され、男性の育児参画や「イクボス」の推進等が対象分野として明確に位置づけられました。本県では、イクボスの普及拡大を図る人材養成等に取り組むほか、新たに2市（亀山市、志摩市）が交付金事業に取り組むなど、本交付金は地域の実情に応じたきめ細かな少子化対策を進める上で有効です。

- 男性の育休取得についての機運を高め、取得率を向上させるため、本交付金の対象分野となった男性の育児参画や「イクボス」の推進等の取組の実施に必要な予算総額を確保するとともに、少子化対策は単年度で成果を出すことが非常に困難なことから、男性の育児参画等を着実に推進していくためには、複数年度にわたって事業を十分実践できるようにすることが有効です。
- 本県が県民約3万人を対象に実施した「結婚や妊娠・出産、子育てに関する県民意識調査」によると、結婚経験がある人の理想の子どもの数の平均は2.37人で、現在の子どもの数(1.49人)とは0.88人の差があります。このため、県民の希望をかなえるためには「第2子の壁」を克服する必要があり、夫の家事・育児時間が長いほど第2子以降の出生割合が高いこともふまると、男性の育児参画の推進がより重要となっています。
- 本県が実施した平成29年度県内事業所労働条件等実態調査によると、正社員の年次有給休暇の平均取得日数は8.0日と少ない状況です。また、「みえの労使協働による仕事と結婚・子育て等の両立促進に関する調査」によると、育児休暇取得の対象となる男性従業員がいる事業所のうち、実際に取得した従業員がいる事業所は2割にとどまっており、育児休暇の取得は全体として進んでいない状況にあります。
- 三重県知事との「サンキュー育休トーク」を開催した企業の中には育児休暇を有給化することで取得率が大幅にアップしているところがあり、また、三重県庁では、男性職員の育児参加休暇の取得が進んだ結果、育児休業取得率も22.09%と年々取得率が上昇していることから、よりハードルの高い育児休業の取得促進に向けては出産直後などに休暇が取得しやすい風土や環境づくりが必要です。
- 家庭との両立、特に家族の病気や子どもの送迎、役所への手続き等では時間単位の休暇が有効と考えられますが、本県が実施した平成29年度県内事業所労働条件等実態調査によると、時間単位休暇制度を実施している事業所は25.3%にとどまっています。企業等に時間単位休暇制度などの導入を促すとともに、導入に向けた就業規則の改定に関するアドバイスが受けられるようになるなど、企業等を支援する取組が必要です。
- 少子化を克服したと言われるフランスでは、男性に対して雇用者負担による3日間の出産有給休暇や国社会保険による11日間の子どもの受入父親休暇等があり、雇用者に罰則付きの対応義務があること等から、育休取得率が高いとされています。これらの期間で男性は赤ちゃんと触れ合い、家事や育児をしっかりと担えるようになる効果が期待されています。
- 男性が育児休業を取得しやすい職場風土づくりなどを支援する国の「両立支援等助成金」等について、より多くの企業に活用を促していくためには、制度の利用状況や事例等を地方自治体と密に共有し、連携して企業に分かりやすく周知していくことが有効と考えます。また、助成金について、現状の有給休暇取得状況などもふまえ、例えば、「出生後8週間以内に開始する連続14日以上（中小企業は連続5日以上）の育児休業を取得する男性職員」の要件である連続取得日数を短縮することや、2人目以降の助成金の低減を廃止するなど制度をより活用しやすいものにしていくことが必要です。さらに、制度の活用を希望する企業等に確実に支援が行われるように、必要な財源を確保することが必要です。

担当課名 子ども・福祉部少子化対策課

関係法令等 少子化社会対策大綱、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱、労働基準法

8 希望がかなう少子化対策～「第2子の壁」突破に向けて～その①（内閣府、厚生労働省）

「地方目線」の少子化対策～希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン～

- 5つの原則
- (1) 子どもの最善の利益を尊重する
 - (2) 「家族」形成は当事者の判断が最優先される
 - (3) 人や企業、地域社会の意識を変える
 - (4) 「家族」の特性に応じてきめ細かに支援する
 - (5) 子どもの育ち、子育て家庭を地域社会で支える



希望出生率
1.80 に向けて

家族関係社会支出の対GDP比が
2%に上昇すると、我が国の合計
特殊出生率が2.10に達する
との研究結果もある

【諸外国の合計特殊出生率と家族関係社会支出の対GDP比】



（出典）平成28年度社会保障費用統計（国立社会保障・人口問題研究所）
合計特殊出生率のうち諸外国は2015年

ライフステージ毎に切れ目のない対策



地域少子化対策重点推進交付金

（31年度概算要求：総額30億 [対前年比100%]）

三重県～イクボスの取組～

ご尽力に感謝！
男性の育児参画を応援する
「イクボスめぐみ内閣総理大臣」

1年目：知事のイクボス宣言、イクボス普及セミナー等
2年目：知事が企業を訪問して「イクボス推進トーク」等
3年目：みえのイクボス同盟結成、イクボス養成講座等

複数年にわたって着実に実践を重ねながらステップアップ
全国イクボス充実度ランキング 全国第1位！(NPO法人調査)
みえのイクボス同盟加盟企業 175社(全国第2位)※10/17現在

次年度は、企業同士が連携して職場風土を改革する取組を後押し

⇒着実な推進には、複数年にわたる実践が必要

社会全体で支える
持続性の高い制度が必要

三重県子ども基金

（平成30年度～）

全国初！

・少子化対策、子どもの貧困対策、児童虐待の防止、待機児童の解消、社会的養護の推進などを対象とした事業に活用
・原資は法人県民税超過課税の税収等

【要望項目】

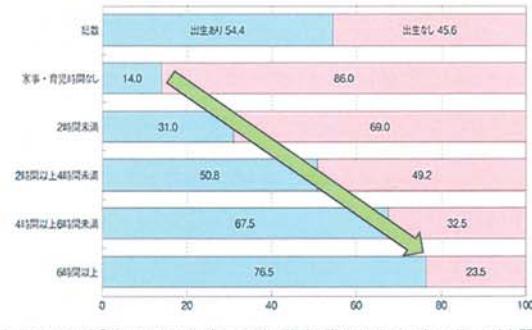
- 1 出生率を回復させた諸外国の政策を例に、家族関係社会支出の対GDP比を倍増させるなど、未来への投資として、これまでの延長線上にない規模の少子化対策を講じるための財源確保に努めるとともに、特定財源化など社会全体で支える持続可能性の高い制度の構築に向けて早急に検討を行うこと。
- 2 少子化対策は長期にわたって取り組む必要があることから、「地域少子化対策重点推進交付金」について、より一層地方の取組を推進するため、地方の財政負担が軽減されるよう予算総額の確保と当初予算の増額に努めるとともに、男性の育児休暇や育児休業の取得を飛躍的に向上させる取組について、複数年度にわたって実践できる仕組みとすること。

【子ども・福祉部】

8 希望がかなう少子化対策～「第2子の壁」突破に向けて～ その② (内閣府、厚生労働省)

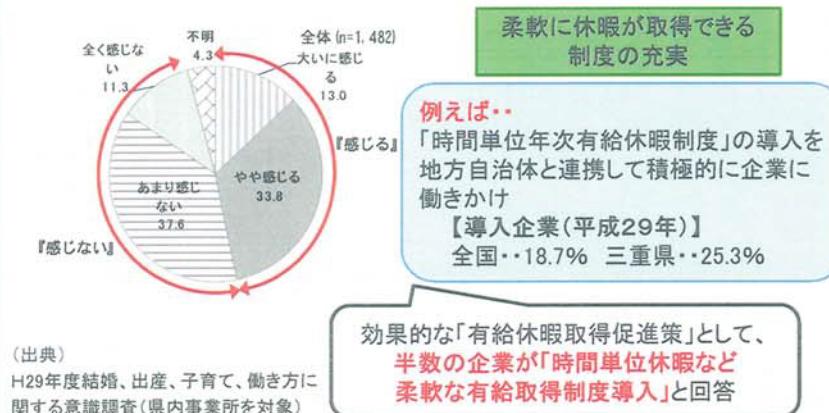
男性の育児参画の推進

●夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生の状況



夫の家事・育児時間が長いほど第2子の出生割合が高い

●従業員が育児や介護等の休暇を利用しやすい風土か



●男性の育児参画と合計特殊出生率

平日に、
「家事・育児・子どもの世話・介護等を実施している」と回答した男性の割合(県内29市町で比較)

A町: 56.3% (県内1位) ← B町: 22.2% (県内最下位)

合計特殊出生率: 1.87 (県内1位)
未婚率 男性38.2% (県内29位)
女性30.4% (県内29位)

合計特殊出生率: 0.71 (県内最下位)
未婚率 男性68.5% (県内2位)
女性58.4% (県内1位)

(出典)H29年度結婚、出産、子育て、働き方にに関する意識調査
未婚率: 国勢調査(平成27年) 合計特殊出生率: 衛生統計年報(H29年)

第2子の壁突破には、**男性の育児参画**が重要

育児休業に関する支援制度

◆両立支援等助成金 (出生時両立支援コース)

・職場の風土づくりをし、男性が育児休業(出生後8週以内に連続14日以上)を取得した事業主に対し助成

連続14日はハードルが高い 年次有給休暇 平均取得日数 8日

※H29三重県内事業所労働条件等実態調査結果

・助成額は1人目は28.5万円(中小企業は57万円) 2人目以降は半額を助成

男性育児休業が企業風土として定着するには、
1人目の経験を共有し、2人目以降の取得者につなげることが大事。
2人目以降の低減を廃止し、企業の取得支援を後押し。

【要望項目】

- 希望する子どもの数の実現に向けて「第2子の壁」を克服するためには男性の育児参画が重要であることから、育児休業はもとより、産前産後の育児休暇の取得促進に向けて積極的な広報を行うなど、機運の醸成に努めるとともに、時間単位等の休暇が取得できる制度等を拡げるため、導入する企業等への支援を行うこと。
- 企業に向けた両立支援等助成金について、「対象となる育児休業連続日数の短縮」や「2人目以降の低減廃止」など要件を緩和するとともに、必要な財源を確保すること。また、従業員を対象とする育児休業給付金等も合わせて、男性の育児休業を促進する諸制度を分かりやすく周知すること。

【子ども・福祉部】

9 医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組の推進

(厚生労働省)

【要望項目】制度・予算

1 医師の確保に向けた取組の推進

- (1) 医療法改正に基づく医師確保計画を策定するため、都道府県が地域別、診療科別に将来の需給推計が可能となるよう情報提供を行うとともに、十分な財政支援措置を行うこと。
- (2) 地域医療確保のための奨学金など都道府県が実施する医師の確保に関する事業に対し、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、長期的な観点から十分な財政支援措置を行うこと。
- (3) 子育て中の医師等が就業を継続し、働きやすい勤務環境づくりを促進するため、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するための公的な認証制度を国の制度として創設すること。
- (4) 医師の働きやすい勤務環境を整備するため、子育て時の当直免除など勤務環境改善の取組や医師の業務負担軽減のための取組に対し、十分な財政支援措置を行うこと。

2 看護職員の確保・育成に向けた取組の推進

- (1) 看護職員の確保・定着を図るために、看護職員が切れ目のないキャリアを積み重ねられるように復職や就業等のさまざまな支援を行う必要があることから、ナースセンター事業に対する十分な財政支援措置を行うこと。
- (2) 今後の地域包括ケアシステムを担う質の高い看護職員の確保・育成のため、多様なキャリアデザインを支援するための研修事業に対し、十分な財政支援措置を行うこと。また、在宅医療を担う看護師の育成のため、特定行為研修の受講促進の取組に対し、十分な財政支援措置を行うこと。

《現状・課題等》

- 平成30年7月25日に医療法が改正され、「各都道府県は医師の地域偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するための医師確保計画を策定すること」となっています。この計画では、医師少数区域を設定し医師確保の目標数を定めることになりますが、その指標を策定するにあたって、厚生労働省が二次医療圏ごと、三次医療圏ごとに医師数に関する指標の算定を示すことになっており、都道府県が地域別、診療科別に将来の需給推計が可能となるよう、情報提供を行うとともに、都道府県が需給推計を行うための十分な財政支援が必要です。
- 医師を確保・育成していくため、本県では、県内に勤務する意思のある医学生に対して修学資金を貸与しており、県内の医師数は徐々に増加していますが、地域偏在の課題解消には、まだ時間を要する状況にあります。引き続き、地域偏在の解消に向けて、医師確保を進めていくためには、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、長期的な観点から財政支援が必要です。

- 本県では、平成 27 年度に県の公的な認証制度である「女性が働きやすい医療機関」認証制度を創設し、現在、10 医療機関を認証していますが、今後、女性医師を含む医療従事者の働き方改革を効果的に進めていくためには、勤務環境改善に主体的に取り組む医療機関に対する評価を国全体で取り組んでいく必要があります。
- 平成 29 年 4 月 6 日にとりまとめられた「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会報告書」では、地方で勤務する意思のある医師が多いものの、医師が地方勤務を敬遠する理由として、労働環境への不安や希望する内容の仕事ができないという理由の他、特に若い世代では研修環境などキャリア形成への不安が挙げられています。一方、本県が臨床研修医に対して実施したアンケート結果によると、へき地勤務の希望時期は専門医資格取得後や独身時が多く、出産前や子育て世代では、へき地勤務希望が少ない傾向がありました。このため、若手医師が医師不足地域において地域医療を担うためには、子育て支援など働きやすい環境の整備が必要であることから、勤務環境改善の取組に対する財政支援が必要です。
また、平成 29 年 3 月に閣がまとめた「働き方改革実行計画」では、時間外労働は繁忙期でも月 100 時間未満とするよう定めていますが、「医師は原則、診察、治療の求めを拒むことができない」と医師法が規定する応召義務があり、医師の長時間労働の一因になっていることから、医師の業務を補助する看護職員の増員や医師事務作業補助員などの確保を進めるための財政支援が必要です。
- 本県では、不足する看護職員の確保のため、これまで三重県ナースセンターによる再就業の斡旋等を実施していますが、平成 27 年 10 月より「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の規定に基づき、免許保持者の届出が努力義務になったことから、より身近な地域で復職支援等が受けられるよう、平成 27 年 12 月に三重県ナースセンター四日市サテライトを開所しました。
また、平成 29 年度には相談人員配置を強化して、復職支援事業（ナースカフェ）を開催するなどナースセンターの機能強化を図っていますが、今後も、医療機関等への広報活動をはじめ、きめ細かな就業斡旋を実施していくためには、地域医療介護総合確保基金による支援をはじめとした財政支援が必要です。
- 本県が実施した「キャリアアップ形成に関する調査」において、約 6 割の看護職員が「キャリアデザインがない」と回答している実態があることから、卒後教育においては、多様なキャリアデザインをサポートする体系的な教育体制の拡充が必要となっています。
また、在宅医療を含む地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、在宅医療介護連携のキーパーソンとなる看護職員が多職種と連携しながら患者のケアを中心に担うことが求められています。
一方、在宅ケアに資するため、褥瘡のケア、気管カニューレの交換、脱水時の輸液等の医療ケアを医師の判断を待たずにタイムリーに提供することができる看護師（特定行為研修修了者）についても、確保・育成を図る必要があります。

担当課名 医療保健部地域医療推進課

関係法令等 医療法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、看護師等の人材確保の促進に関する法律、保健師助産師看護師法

9 医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組の推進 その①

(厚生労働省)

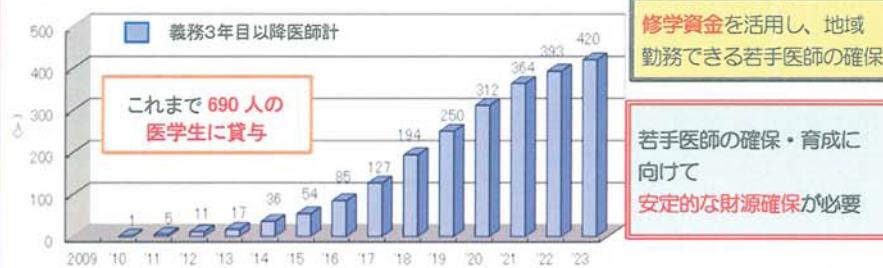
医師の地域偏在対策

●人口 10 万人あたり医師数【医師・歯科医師・薬剤師調査 (H28)】

	総 数	病院	診療所	内 科	外 科	小児科	産婦人科	麻酔科
全 国	240.1	159.4	80.7	85.0	18.1	13.3	10.4	7.2
三重県	217.0	134.8	82.2	80.7	17.3	11.5	9.8	3.8
桑 員	157.5	96.4	61.1	56.9	18.8	6.0	8.3	2.3
三 酒	200.5	121.9	78.6	72.8	14.1	10.6	9.8	4.0
鈴 亀	172.0	93.7	78.3	65.7	11.4	6.5	6.9	3.7
津	371.4	278.3	95.1	122.0	31.2	27.3	19.0	4.7
伊 賀	149.4	73.8	75.6	60.7	13.1	8.3	5.4	3.0
松 鮮	228.6	141.6	87.0	83.8	16.0	8.2	7.8	6.9
伊勢志摩	218.4	121.3	97.1	92.0	17.3	11.2	9.5	3.0
東紀州	158.0	75.4	82.5	88.2	10.0	7.1	5.7	0.0

平成 31 年度に策定する「医師確保計画」では、医療圏ごとに医師偏在指標を設定するため、地域別、診療科別に将来の需給推計するための情報提供や財政支援が必要

●三重県修学資金貸与者の勤務開始時期と人数



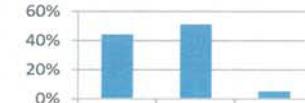
【要望項目】

1 医師の確保に向けた取組の推進

- (1) 医療法改正に基づく医師確保計画を策定するため、都道府県が地域別、診療科別に将来の需給推計が可能となるよう情報提供を行うとともに、十分な財政支援措置を行うこと。
- (2) 地域医療確保のための奨学金など都道府県が実施する医師の確保に関する事業に対し、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、長期的な観点から十分な財政支援措置を行うこと。
- (3) 子育て中の医師等が就業を継続し、働きやすい勤務環境づくりを促進するため、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するための公的な認証制度を国の制度として創設すること。
- (4) 医師の働きやすい勤務環境を整備するため、子育て時の当直免除など勤務環境改善の取組や医師の業務負担軽減のための取組に対し、十分な財政支援措置を行うこと。

医師の働き方改革

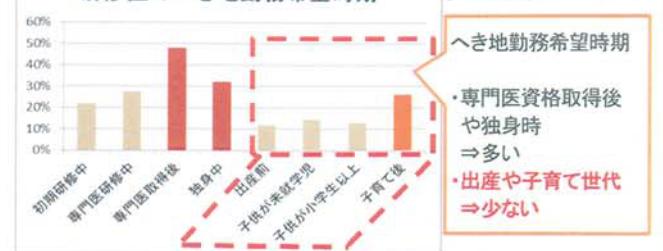
●医師の都市部以外で勤務する意向



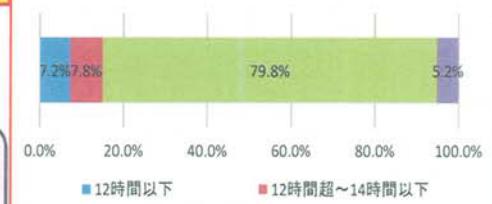
44%
地方勤務の
意向あり
「ない」理由
・専門医の取得
・仕事内容への不安

【医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査 (厚生労働省)】

研修医のへき地勤務希望時期



宿直1回当たりの拘束時間【H27 厚生労働省調査】



拘束時間平均 15.2 時間 (実労働時間平均 5.3 時間)

若手医師の勤務や女性医師の増加にあわせて、
子育て支援など働きやすい環境の整備が必要

医療崩壊につながらないよう配慮しつつ、医師の
長時間労働の改善のための業務負担軽減が必要

9 医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組の推進 その②

(厚生労働省)

